

令和3年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 13時33分から14時19分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (15名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	7番	森安	正						
委員	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	3番	横山	実男
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一	9番	西村	広幸
	10番	西岡	久	12番	三木	克司	13番	上島	陽子
	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓	17番	山内	茂
	15番	小松	和啓	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣

4. 欠席委員 (4名)

6番	堤	昭雄	8番	宗石	和彦	11番	山崎	彰
16番	三谷	富重						

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	下限面積の設定について
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	使用貸借返還通知報告について
	第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	川村	周作
農地主事	森本	宏
農地係長	公文	直樹

7. 会議の概要

議	長	開会(13時33分) すいません、予定の時間を若干オーバーしましたが、まだですね、委員さんで堤昭雄さんが予定に入ってますけれども、まだ見えておりません。本日の会を開催したいと思います。天気も非常に固まってきまして、こっちへ来る途中でですね、香北の皆さん方もだいぶ稲刈りも進んでおりますが、早生の稲刈りと違ってですね、天候が良くて下も固まってですね、非常に快適な稲刈りができるような感じも受けました。今年は早生もですね、比較的収量が多くてですね、収量的には良かったんですが、非常に二等米、三等米の比率が非常に高くてですね、三等米なんかは50%を超えるような比率になります。そして米
---	---	--

の米価もですね、昨年からいうと約10%、30キロで500円位安くなってますんで。3等になったり、規格外になったりしますと非常に単価的に安くなるわけで、皆さん方もご苦労様をされてるといふふうに思ってますから、これから先、米の需給とか、また単価がどんなに変化をするかわかりませんが、皆さん方は一生懸命ですね、作っていただいた物が有利に販売できるように農協にも頑張ってもらいたいという気持ちがあるわけですけども。なんか不祥事ばかりでかえってですね、皆さん方に大変迷惑をかけようことばかりで申し訳なく思うわけです。

本日はですね、欠席が宗石委員、三谷委員、山崎委員から欠席届が出ております。そして皆さん方に配布をされております資料につきまして、後で訂正がありますのでよろしくお願いをしたいと思います。なお本日の議事録の署名人につきましては岡田委員、西村委員にお願いをしますのでよろしくお願いをしたいと思います。そしてこれより第10回目の会に入っていきたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは先に訂正の方から順次事務局より説明をお願いします。

事務局

議案を訂正をお願いします。

まず、ページ数、10ページになります。1番、合意解約なんですが、譲渡人の方、被相続人、 さん、相続人、 さんの住所になります。こちら被相続人の住所がプリントされてしまいましたので訂正をお願いします。 番地、もう一度言います。 番地、こちらが住所正解になります。それからもう一つです。資料の14-1と2、写真資料になります。資料14-1と14-2、どちらも さんの代表取締役の名前が さんになっておりますが、こちら さんに訂正をお願いします。行政書士さんの方から提出された時には2人社長さんで出てきておまして、どちらでも構いませんということで さんにしておいたところが、書類がほぼほぼ出来上がったところで さんにお願いますという申し出がありましたので、ちょっとこちらが最初のままで残ってしまいました。訂正をお願いします。 代表取締役 が正解です。以上です。

議長

それでは資料に基づきまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請で、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字秋月丸549番、地目は田、面積は2,762㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,832㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は、経営規模拡大、資料は1になります。10a当たり290,000円で総額800,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町木村字ジヨノマエ310番1、地目は田、面積は608㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,671㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,603㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は2で10a当たり300,000円、総額501,300円になります。

3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町橋川野字フル堂9番、地目は田、面積は66㎡、外16筆、計17筆で合計面積が2,631㎡になります。譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,752㎡、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、資料は3です。

続いて4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町垂生野字辻ドヲ460番、地目は畑、面積は138㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲渡理由はその他(空き家バンクの登録物件)、譲受理由はその他(空き家

バンクの登録物件) となります。資料は4で宅地、建物込で総額 692,600 円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議

長

以上説明が終わりましたので議案第1号の案件につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。何か質問はありませんか。

何かございませんか

今回の農地の売買の中でですね、非常に単価が安いというふうに思われる方もあろうかと思いますが、私もここに出てくる前に相談は受けてましたけれども単価は聞いてませんでした。またこの1番の人についてですね、売り主の人については他にも市街化区域とかいうところも持っておってですね、親から生前贈与かなんかいう形で貰うちゃあせざったろうか。親が亡くなったという話もあってですね、処分をしたいということで全て、今一括で処分をしたいということで、市外化の方の価格は全然わかりませんが、ここやったらどればあじゃおという話をしてましたけれども。比較的眞四角の長方形の方であってですね、非常に田面はええところで稲も作ってました。ただ、こんな金額で出てくるとは思ってませんでした。売り主の方がここは農地ですので農地の価格で構いませんと、それでなんぼかはその時は聞きませんでしたけれど。明治でも100万はしゆうでという話はしてましたけれど、こういう価格で出てきております。他の所から一括してですね売ったということで、こっちの方が非常に安く処分をしたと言えればそれまでですけど、買われた人についてはですね、この隣で [REDACTED]、[REDACTED] の建物になってますその隣です。そんなこともあって売り主の方から売るときには買って下さいねというふうな話はされちゃったということですけど。こういう金額で出てきてですね、非常に私としてはちょっと驚いた。それから2番についてもですね、10a 当たり30万とでてますが、比較的、田の状態と言いますか、ええわけですので、隣接地の人が規模拡大という非常に良かったかなあという思いもしています。

皆さん方何かご意見はありませんか。

——— 質 疑 な し ———

議

長

格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 議 な し ———

議

長

はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町大井平字弓場 279・286番 合併、地目は田、面積は684㎡、外7筆、計8筆で合計面積4,327㎡、譲

渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は太陽光発電、転用事由は「太陽光発電による売電事業を行うにあたり、採算のとれる広さと日当たり、維持管理の容易さを考え、適当な場所を探していたところ、周囲を道路に囲まれ、日当たりを妨げる建物等の建つ可能性も低いと考え申請地を選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は5で調査員は竹村推進委員です。

2番、権利の種類は賃貸借権、申請地は香北町大井平字東屋敷319番1、地目は田、面積は158㎡、外1筆、計2筆で合計面積587㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、転用目的は資材置場、転用事由は「同時申請中の太陽光発電の設置工事に伴い、その工事期間に太陽光パネル等の資材の置場及び駐車場として使用できる適当な場所を探していたところ、設置場所北側の道路を挟み隣接する休耕地で、所有者が太陽光設置許可の譲渡人と同一の場所を一時転用で貸してもらえることとなったので、他に適当な土地も無いことから選択した。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は6で調査員は竹村推進委員です。以上です。

議長 有難うございました。すいません、推進委員さんの竹村さん、調査報告をお願いします。

推進委員 (14番) 資料5-1をお願いします。そこにあります、上の段ですけど、313-1から、そうですね、下の方へずっと赤い囲んでます289番まで何筆かありますんですけど、これ今まではネギを、XXXXXXXXXXっていうのはネギを作っていましたんですけど、それが太陽光発電ということでもうネギを辞めまして、太陽光発電の方に復旧したわけなんですけど、ここ別に住宅地も別に関係なしに広い土地をXXXXXXXXXXさんが持ってましたんで、別に問題無いと思います。それと下の段の3と2の上ですけど、何も無いんです。ここが今度資材置場になってます。予定地ですけど。ここも道路から下で一番便がえいところなんです、ここへ置いて、仕事をするなりしても問題無いと思ひまして、見たところなんです。ここは全部地図は連なってますけど、問題は無いと思います。

議長 えいかね、それでは補足説明も終わりましたので、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

推進委員 (8番) すいません。

議長 はい、どうぞ。

推進委員 (8番) ちょっと確認です。
全部法人のですね、申請になってますけども、同意書の中身が何か転用予定者が個人になってますけど、代表者個人に、この関係はどうなんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 すいません、ちょっと推測も入りますが、こちらのXXXXXXXXXXの会社の社長さん、XXXXXXXXXXさんの個人の名前になってます。この同意書自体が、前回までのいきさつも皆さんご存じかと思いますが、間に入っていた業者さんが、最初勝手に同意書を作って、皆さんに代わって自分で書いて出していたと

いういきさつがありましたので、それではこちらでも受け取れませんというお話をさせていただいて、ちゃんとした同意書を持ってきてくださいということをお願いしましたところ、その方がたぶんこの様式を作って、■■■■さん個人に持って行って、■■■■さんが一軒一軒回られて皆さんにお名前をいただいて、判を貰ってという作業でこちらに提出して下さいました。出してきたのも■■■■さん、本人さんだったので、会社が作った様式の同意書では無いというところで、作った方がこちらを会社の住所で、会社名を先に書いて後ろに代表取締役■■■■と書かなければいけないところをそのまま社長名を書いたのではないかと思います。なお確認しておきますが、特にこれが個人の名前になっているからといって、個人ではなく、■■■■さんで間違いはありません。

議

長

はい、そういう説明でしたが、もう一度こっちです、そのことについて協議をしてですね、それでよければ許可ということに、もしそれでいけないということであればですね、次回の時に再度ご説明をさせていただきます。

この件についてはですね、もう4～5年前か、この草ぼうぼうのところを茅がどっさり生えちよったところを直してですね、耕作できるような状態にしちよったがですね。それで耕作されてネギを作ったというふうなことで写真を見ますと非常にいい農地になってますが、地主さん本人がどうしてもまあ、処分したいという思いもあったかもしれませんが、太陽光に処分するということですね、隣地の承諾書を太陽光発電の会社が土地を借りて、それから太陽光の会社にですね、こんな土地があるけど、ここ使いませんかとかいうふうな仲持っているたらおかしいかもわかりませんが、そういうことをしている人がですね、現地の承諾書を勝手に死んじゅう人の分まで書いてですね、出してきたっていうふうなことがあってですね、許可をしてなかったがです。ところが今度はですね、地主さん本人がずっと隣地の人に承諾書を貰ってきてですね、今度は提出をされたということなので許可を審議にかけるということに今回なってますので、今日の許可、それから今の質問のことが解決すればですね、許可相当ということになるろうと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。何か他にご質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議

長

質問が無いようですので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、賛成の方の挙手をお願い致します。

——— 全 員 挙 手 ———

議

長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1832番4、地目は畑、面積は202㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は「昭和45年月日不詳に居宅の新築に伴い、宅地として利用し始め、現在に至る。」調査員は西村委員で資料は7です。

2番、申請地は土佐山田町旭町1丁目50番、地目は畑、面積は314㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「申請地は昭和61年12月17日より、住宅用地として利用し、現在に至る。」調査員は西岡委員で資料は8です。

3番、申請地は土佐山田町山田島字クスノサカ554番2、地目は畑、面積は99㎡、利用状況は原野、私道、雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地

化した理由は「約50年前に、申請人が申請地を購入した当初より、耕作に適さない農地であった。昭和60年頃、一部農業用倉庫への進入路として舗装。平成10年頃、駐車場として使用するため一部舗装、その他の部分は原野化している。」調査員は鍵山委員で資料は9です。

4番、申請地は香北町美良布字大堀谷424番18、地目は田、面積は147㎡、利用状況は駐車場、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成11年頃、財団法人 [REDACTED] の駐車場として転用して現在に至る。」調査員は小松委員で資料は10です。

5番、申請地は香北町橋川野字中屋155番1、地目は田、面積は42㎡、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和年月日不祥時から、建物（浴場）敷地として利用し始め、現在に至る。」調査員は武内推進委員で資料は11です。以上です。

議長 補足説明、すいません、西村委員から順次お願いします。

委員(9番) 資料7を見て下さい。場所は山田の同仁病院から南の方へ200m位行ったところに上井川がありまして、その南70m位の所です。もう昭和45年より前からもう家が建ってまして、問題は無いと思います。それと家の右、7-1の所の北側は昔こじゃんと5m位下に水路があったがをヒューム管入れて道路にしています。それと家の北側には赤道がありまして、それと [REDACTED] の所有が2m・3m位のその道路をやる前の掘り抜きがあった時の土捨て場がありまして、この北にこのみかん畑があります。まあ4m以上から空いてますけど、隣接地の承諾、2名の承諾はいただいておりますので問題は無いと思います。ただ周りは宅地化になってます。それと②の矢印の西側のところに農地がありますが、現在ここはもう太陽光ができていますので問題は無いと思います。以上です。

議長 すいません、西岡委員。

委員(10番) それでは資料の8をお願いします。場所につきましては市役所の南になります。昭和61年頃に住宅を建設しまして、その後別棟を店舗、美容院だと思えますが、それを建設して現在に至っているようです。市街化区域内の案件ですので特に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、どうも。それでは続いて鍵山委員、すいません。

委員(14番) 資料9をお願いしたいと思います。資料9の②の資料。554-2が今回申請がきてるところで122-1と一緒にこの奥の倉庫へ入るために昭和60年頃メント舗装したそうです。それとその車がありますが、その黒い車のところを平成10年頃駐車場として一部舗装したそうです。この駐車場ができるまでは竹藪やっらしいです。現地へ行きましたけれど、もう石もゴロゴロで、ちよっと耕作するのは無理やなあとと思います。隣接する農地は [REDACTED] さん本人の農地しかありませんので問題は無いです。

議長 すいません、この件についてはですね、補足説明が事務局よりありますのでよろしくお願いします。

事務局 はい、補足説明をします。この件については7月の定例会の時に議案に上がってまして、通行地役権の関係でこの資料9-2の②の写真ですけど、122-1が農地、それから554-2も農地ということでそれぞれの一部、この通路のところを地役権を結ぶということでしたけど、県の方で資料が上がったところで122-1については下の倉庫とこの農地が1筆になってまして、まだ

農地が残ってますので、非農地はできずに、分筆もできず、県の方から地役権以外の残地をどうするかということで、122-1については農業用で倉庫も使ってますのでいいということですが、554-2の中で地役権以外のところは駐車場にしていますので、これは転用がいるのではないかなというようにことを県に言われまして、今現在農地として使ってる状態ではなく、15年は経ってるのでこちらの方は転用でなくても非農地扱いということで今回出して下ってます。補足説明は以上です。

議 長 有難うございました。すいません、4番の案件について小松委員さん、説明をお願いします。

委員 (15 番) そしたら資料10-1をお願いします。書いてありますように、これ自分が知っちゃう範囲では昭和40年代にはやっておったと思いますけど、■■■■という洋裁を主体にした学校がありました。現在駐車場になっておる所は平成11年頃と書いてありますが、だいぶ遅くなってから駐車場にしたもんだと思います。駐車場そのものは露天で屋根が無い状態です。現在学校は運営されておりません。こういう形で残っておりますが、学校そのものは写真の、②の下に旧道が通っておりますけど、それに引付いた十字路になったところの角っこに二つ並んで2階建ての物が写ってますが、それが学校でした。ここから約下へ200m位下がった駐車場の分です。別に何の問題も無いと思います。

議 長 続きまして、すいません、5番の案件で武内委員さん、すいません、よろしくをお願いします。

推進委員 (10 番) 資料の11-1と11-2をお願いします。場所は橋川野のバス停、JRのバス停からちょっと東に行ったところで橋川野の公民館のある所の近くです。それで11-2の①、155-1と番号を打ってあるところがあります。それが風呂場です。隣の屋根の上に温水器がある所が現在物置として使ってますが、この中に昔もみを、もみの貯蔵庫がありまして、たぶん、ここは昔は農業倉庫として使っていたと思います。現在もみのところは■■■■が玄米を入れる倉庫に使ってます。もう60年以上前から建ったみたいで、それと周りも見える155-1の北側と右側の田と、ちょっと見える右側、これも全部周りは■■■■の田で、周りは全然問題無いと思います。以上です。

議 長 以上補足説明まで終わりましたので、議案第3号、非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので採決に入ってよろしいですか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第3号の非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。引き続きまして議案第4号、下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局

議案第4号、下限面積の設定についてご説明いたします。

今回の下限面積の設定については、下限面積を現在指定しているものを外すものと、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。

ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。

それでは、議案書8ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町が40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。

変更前の適用する区域である(物部町大栃と香北町葎生野の2筆)については、空き家に付随する農地です。

次に、変更後について、農地法施行規則第17条第2項は、香北町葎生野字辻ドヲ460番を外します。これは、今回の定例会の議案第1号、申請番号4で諮問された所有権移転売買によるためです。

また、変更後の新規指定するものとして、香北町日ノ御子の農地があります。これも空き家に付随する農地です。

それでは、別添の資料の12-1に沿って説明をいたします。

別添の写真資料12-2及び12-3も併せてご覧ください。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町日ノ御子字都路32番、面積211㎡、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としては、所有者は、東京都港区に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。

申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。

以上です。

議長

以上説明が終わりました。議案第4号、下限面積設定について皆様方に質問を受けたいと思いますが、質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長

格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長

はい、それでは議案第4号、下限面積設定について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、全員賛成です。右難うございました。

引き続きまして、議案第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明をお願いします。

事務局

報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明させていただきます。

1番、申請地は土佐山田町佐野字池ノシモ1934番、地目は畑、面積は2,282㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年7月31日、解約理由は青ネギの栽培の規模縮小のためです。

2番、申請地は土佐山田町佐野字池ノシモ1935番、地目は畑、面積は936㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年7月31日、解約理由は青ネギの栽培の規模縮小のためです。以上です。

議 長 はい、議案第5号、農地法第18条第6項解約通知報告ですが、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方何かご質問ありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第6号、使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第6号、使用貸借終了農地返還通知について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町宮ノ口字土居丸573番イ、地目は畑、農振区分は農用地、面積は436㎡、外4筆、計5筆、合計面積1,684㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年8月27日、引き渡日は令和3年10月31日、解約理由は借人からの返還の申出のためです。

2番、申請地は土佐山田町字東白井2224番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は598㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和3年9月3日、引き渡日は令和3年9月3日、解約理由は売買のためです。以上です。

議 長 以上、議案第6号、使用貸借返還通知報告について説明がありました。この件につきまして質疑を貰いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、議案第6号につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第7号、農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第7号、農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字大河内942番、地目は田、面積は2,255㎡、外1筆、計2筆、合計面積2,293㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建て住宅4棟、資料は13で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目173番2、地目は畑、面積は164㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は販売用自動車展示用露天駐車場、資料は14で調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第7号農地法第5条の規定による届出についての質疑を行いたいと思いますが、何か皆さん方からご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですが、議案第7号につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画について諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。12ページをお開き下さい。

1番、土佐山田町東臼井の農地2筆、合計2,249㎡を、[]の[]さんから[]が購入、このあと、[]の[]さんがニラを栽培する予定になっています。

続いて2番、土佐山田町東臼井の農地、598㎡を[]の[]さんから[]が購入、このあと、1番と同じ[]の[]さんがニラとネギを栽培する予定になっております。先程6号で使用貸借を終了した農地と同じものになります。

この2番の案件は、1筆のみの売買ですと面積も小さいですし、売買価格も相場と言われるものよりも低い為、通常、農業公社が扱わない案件ですが、1番の案件と同時に購入するという条件で、農地が近く集積集約の目的に沿うということで、今回公社を通じての売買となりました。補足しておきます。

続いて、13ページ、通常の貸借権になります。

1番、再設定です。土佐山田町山田島の農地4筆、合計3,275㎡を[]の[]さんが借り受け、やっこねぎを栽培します。貸借権で期間は10年です。

2番、新規設定で、土佐山田町東川の農地1,672㎡を、[]の[]さんが借り受け、キャベツを栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

3番も新規設定で、土佐山田町東川の農地6筆、合計3038㎡を、2番と同じ[]の[]さんが借り受け、同じくキャベツを栽培します。使用貸借権で期間は10年です。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、議案第8号、香美市農用地利用集積計画について質疑を行いたいと思いますが、皆さん方何かご質問はありませんかね。
はい、どうぞ。

委員(5番) []さんですね、今から始めるがですか。

議 長 新規ですか。

事 務 局 新規就農者になります。

委員(5番) はい、わかりました。

議 長 他にありませんかね。新規就農者で山田で農地をされるっていうことについては非常にありがたいかなという思いはします。ただ場所的にですね、東川といますとやはり厳しいところも有るかもわかりませんが、頑張ってやっていただけるのは非常にありがたいですのでよろしくお願いをしたいと思います。
何か皆さんからのご質問他にありませんか。

— 質 疑 な し —

議 長 格段無ければですね、議案第8号について採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長

はい、それでは議案第8号、香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長

はい、どうも有難うございました。全員賛成です。
続きまして議案第9号その他の件が出ておりますが、今回ありますか。
格段無いようですので一旦これで議題を終了しまして、引き続いてですね、農地利用最適化推進意見交換会を開催をしたいと思っておりますので、5分程度トイレ休憩を取って再開をしたいと思っておりますので、少し小休を致します。

閉会 (14時19分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原 心一 

署

名

人

岡田 修一 

署

名

人

西村 元希 